

町田市地域回遊イベント等業務委託仕様書(案)

この仕様書は、町田市地域回遊イベント等業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。なお、この仕様書中の「甲」とは町田市、「乙」とは本業務を受託して行う事業者をいう。

第1 件名

町田市地域回遊イベント等業務委託

第2 業務の目的

- ・ 市内の観光拠点や商店街を題材とした、町田ならではのオリジナルストーリーのもと、市内全体を回遊するリアル及びオンラインのイベントを開催し、町田の魅力を発信するとともに、地域の活性化を後押しする。
- ・ 幅広い年齢層に人気がある謎解き(宝探し、脱出ゲームなど)のイベントを開催し、市内外からの来訪や市内での回遊を促す。
- ・ 本業務は、甲、町田市観光コンベンション協会及び町田市商店会連合会の共催で行うものとする。

第3 契約期間

本業務の契約期間は、契約日から2023年3月17日までとする。

第4 委託する業務の内容

- 1 イベントの総合プロデュース
- 2 イベントの企画・実施
 - (1) 市内の観光拠点や商店街を回遊する謎解き等イベントの企画及び実施
 - (2) (1)を補完するその他関連イベントの企画及び実施
 - (3) イベントに関する問い合わせの対応
 - (4) イベント参加者に対するアンケートの実施・集計・分析
- 3 イベントに関するプロモーション・広告
 - (1) イベント情報を掲載した Web サイトの作成及び運用
 - (2) イベント参加を促すための、各種メディアや SNS 等を活用した広告の展開
- 4 業務計画書の作成
業務の目的、方針、スケジュール等について検討したうえで企画立案を行い、作業方法・工程・業務組織等を示した業務計画書を作成する。
- 5 打ち合わせ
対面、電話、オンライン会議等により甲、町田市観光コンベンション協会、町田市商店会連合会と随時打合せを行う。

第5 成果物

本業務の成果物として、次のものをデータ及び書面で提出すること。

各種制作物	一式
業務報告書及びアンケート集計	一式

第6 成果物等の帰属

- 1 乙は、委託業務により撮影した写真、作成したイラスト・図表を含む全ての成果物(中間成果物を含む、以下「成果物等」という。)の著作権(著作権法第27条、28条を含む一切の権利)を甲へ譲渡するものとし、成果物等の著作権及び使用権は甲に帰属するものとする。
- 2 乙は、甲が成果物等を使用するにあたって著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 乙は、甲の許可なく、成果物等の内容を公表又は使用してはならない。

第7 保証等

- 1 乙は、前条の成果物等が第三者の著作権、肖像権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。
- 2 成果物等について、第三者から権利の主張、損害賠償金等の請求がされた場合には、乙の責任と費用において解決する。

第8 実施報告書の提出

業務終了後、すみやかに実施報告書を書面およびデータで提出し、甲の確認を得ること。

第9 委託料の支払い

本業務の委託料は、本業務に係る検査が完了した後、乙からの請求に基づき支払うものとする。

第10 契約終了時の引継ぎの実施

- 1 乙は、本契約の終了に先立ち、甲又は甲の指定する者に対する業務の引継ぎに要する期間を、本契約期間中に設け、円滑に業務の引継ぎを行わなければならない。
- 2 業務の引継ぎに際し、甲及び甲の指定する者からの資料等の請求については、乙の不利益になると甲の認めた場合を除き、乙はこれに全て応じるものとする。
- 3 甲の引継ぎ未了と認めた場合は、委託期間終了後であっても乙の負担と責任で業務の引継ぎを行うものとする。
- 4 甲は、乙が前項の規定に違反し、損害が生じた場合は、乙に対しその損害額の賠償を求めることができる。
- 5 乙は、契約期間の終了時を想定して、次の契約者への円滑な引継ぎを行えるよう業務をおこなうこと。

第11 その他遵守事項

- 1 本契約事業の実施にあたっては、甲と密接に連絡を取り、作業を進めること。
- 2 本業務委託において、個人情報の取扱う場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書によること。
- 3 業務が完了し、または、契約期間が満了した後であっても、内容に不備・不完全な部分が発見された場合は、乙の負担と責任で直ちに補正すること。
- 4 契約履行に当たって自動車を利用し、または利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守することとする。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出することとする。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
 - ウ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- 5 この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は甲と協議すること。